

# 津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成29年6月19日訓第65号

改正 平成30年7月31日訓第44号  
平成30年10月1日訓第49号  
平成31年3月14日訓第8号  
令和元年9月30日訓第8号  
令和3年3月31日訓第32号  
令和4年9月29日訓第79号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(総合事業の内容)

第2条 市長は、総合事業として次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（以下「第1号事業」という。）として次に掲げる事業
  - ア 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業として次に掲げる事業
    - (ア) 介護予防訪問型サービス事業
    - (イ) 生活支援訪問サービス事業
    - (ウ) 短期集中専門訪問サービス事業
  - イ 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業として次に掲げる事業
    - (ア) 介護予防通所型サービス事業
    - (イ) 生活支援通所サービス事業
    - (ウ) 短期集中専門通所サービス事業
  - ウ 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事

業

(2) 法第115条の45第1項第2号に規定する事業（以下「一般介護予防事業」という。）として次に掲げる事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

（総合事業の対象者）

第3条 第1号事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 居宅要支援被保険者（法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）

(2) 事業対象者（施行規則第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準（次条において「基準」という。）に該当する第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）

2 一般介護予防事業の対象者は、第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者とする。

（事業対象者の判定の有効期間）

第4条 事業対象者の判定の有効期間は、基準の該当の有無を判断した日の属する月の翌月（当該日が月の初日である場合にあっては、当該日の属する月）から起算して24箇月を経過した月の前月の末日とする。

（総合事業の実施方法）

第5条 第1号事業のうち、次に掲げる事業は、法第115条の45の5第1項の規定に基づき市長が指定する者（以下「指定事業者」という。）により実施するものとする。

(1) 介護予防訪問型サービス事業

(2) 生活支援訪問サービス事業

(3) 介護予防通所型サービス事業

(4) 生活支援通所サービス事業

2 総合事業のうち、前項各号に掲げる事業以外の事業は、法第115条の47第4項及び第5項の規定に基づき、委託により実施させることができるものとする。

(指定の有効期間)

第6条 法第115条の45の6第2項に規定する有効期間（以下「有効期間」という。）は、6年間とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する指定事業者に係る有効期間は、当該各号に定める期間とする。

(1) 介護予防訪問型サービス事業又は生活支援訪問サービス事業及び法第8条第2項に規定する訪問介護を一体的に運営（同一法人が同一建物内において一体的に運営している場合をいう。以下同じ。）している指定事業者  
指定事業者の指定を受けた日から当該訪問介護に係る指定の有効期間の満了の日までの期間

(2) 介護予防通所型サービス事業又は生活支援通所サービス事業及び法第8条第7項に規定する通所介護を一体的に運営している指定事業者  
指定事業者の指定を受けた日から当該通所介護に係る指定の有効期間の満了の日までの期間

(3) 介護予防通所型サービス事業又は生活支援通所サービス事業及び法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護を一体的に運営している指定事業者  
指定事業者の指定を受けた日から当該地域密着型通所介護に係る指定の有効期間の満了の日までの期間

(指定事業者が行う事業に要する費用の額)

第7条 第5条第1項各号に掲げる事業（以下「指定事業者が行う事業」という。）に要する費用の額は、別表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の中欄に定める1単位の単価に、同表の右欄に定める所定単位数を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算定された額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(第1号事業支給費の額等)

第8条 法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費（以下「第1号事業支給費」という。）の額は、前条第1項の規定により算定された指定事業者が行う事業に要する費用の額（当該額が現に当該指定事業者が行う事業に要した費用の額を超えるときは、当該指定事業者が行う事業に要した費用の額とする。）に100分の90（当該指定事業者が行う事業の利用者が第1号被保険者であって、法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者である場合にあつては100分の80、同条第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者である場合にあつては

100分の70) を乗じて得た額とする。

- 2 市長は、災害その他特別の事情により、指定事業者が行う事業の利用者が必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第1号事業支給費の額を増額することができる。

(支給限度額)

第9条 居宅要支援被保険者に対する第1号事業支給費の合計額における1月当たりの支給限度額は、法第7条第2項に規定する要支援状態区分（以下「要支援状態区分」という。）に依じ、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号。次項において「厚生省告示」という。）第2号に定める介護予防サービス費等区分支給限度基準額に100分の90（当該居宅要支援被保険者が第1号被保険者であって、法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者である場合にあつては100分の80、同条第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者である場合にあつては100分の70) を乗じて得た額とする。ただし、当該居宅要支援被保険者が法第52条第1号から第4号までに掲げるいずれかの予防給付を受けている場合においては、当該居宅要支援被保険者に対する第1号事業支給費の合計額に法第55条第1項に規定する合計額を合算するものとする。

- 2 事業対象者に対する第1号事業支給費の合計額における1月当たりの支給限度額は、厚生省告示第2号に定める要支援1の介護予防サービス費等区分支給限度基準額に100分の90（当該事業対象者が法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者である場合にあつては100分の80、同条第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者である場合にあつては100分の70) を乗じて得た額とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用料)

第10条 指定事業者が行う事業の利用者は、法第115条の45第5項の規定により、当該指定事業者が行う事業に要する費用の額から第1号事業支給費の額を控除した額を利用料として負担するものとする。

(高額介護予防サービス費相当額の支給)

第11条 市長は、前条に規定する利用料及び法第61条第1項に規定する介護予防サービス利用者負担額（次条において「利用者負担額」という。）を合算した額が著しく高額であるときは、指定事業者が行う事業の利用者に対

して、同項に規定する高額介護予防サービス費に相当する額を支給するものとする。

(高額医療合算介護予防サービス費相当額の支給)

第12条 市長は、第10条に規定する利用料(前条の高額介護予防サービス費に相当する額が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)、利用者負担額及び医療保険の自己負担額を合算した額が著しく高額であるときは、指定事業者が行う事業の利用者に対して、法第61条の2第1項に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する額を支給するものとする。

(指導及び監査)

第13条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、第1号事業を行う者に対して、指導及び監査を行うものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成29年6月20日から施行する。

(津市生きがい活動支援通所事業実施要綱等の廃止)

2 次に掲げる訓は、廃止する。

(1) 津市生きがい活動支援通所事業実施要綱(平成18年津市訓第121号)

(2) 津市軽度生活援助事業実施要綱(平成18年津市訓第122号)

(経過措置)

3 平成29年4月1日からこの訓の施行の日の前日までに行われた総合事業については、この訓の相当規定により行われたものとみなす。

(費用の算定の特例)

4 令和3年4月1日から同年9月30日までの間は、別表介護予防訪問型サービス事業の項所定単位数の欄に掲げる1介護予防訪問型サービスの(1)から(7)まで、同表生活支援訪問サービス事業の項所定単位数の欄に掲げる1生活支援訪問サービスの(1)から(4)まで、同表介護予防通所型サービス事業の項所定単位数の欄に掲げる1介護予防通所型サービスの(1)から(5)まで及び同表生活支援通所サービス事業の項所定単位数の欄に掲げる1生活支援通所サービスの(1)から(4)までについて、それぞれの所定単位数の1,000分の1,001に相当する単位数を算定する。

附 則（平成30年7月31日訓第44号）

この訓は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（平成30年10月1日訓第49号）

1 この訓は、平成30年10月1日から施行する。

2 改正後の津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、この訓の施行の日以後の総合事業の実施について適用し、同日前の総合事業の実施については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月14日訓第8号）

1 この訓は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、この訓の施行の日以後の総合事業の実施について適用し、同日前の総合事業の実施については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月30日訓第8号）

1 この訓は、令和元年10月1日から施行する。

2 改正後の津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、この訓の施行の日以後の総合事業の実施について適用し、同日前の総合事業の実施については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日訓第32号）

1 この訓は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、この訓の施行の日以後の総合事業の実施について適用し、同日前の総合事業の実施については、なお従前の例による。

附 則（令和4年9月29日訓第79号）

1 この訓は、令和4年10月1日から施行する。

2 改正後の津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、この訓の施行の日以後の総合事業の実施について適用し、同日前の総合事業の実施については、なお従前の例による。